

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年7月28日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件返還処分」という。）及び本件返還処分について平成28年10月12日付けで行った一部変更処分（以下「本件変更処分」といい、本件返還処分と併せて「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものというものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

3年前、〇〇課の担当者と障害福祉課の担当者との間で、介護ベッド、エアーマット、ウォッシュレット付きポータブルトイレの負担金を返納額と相殺するという話がうまくかみ合わず今回に至った。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月1日	諮問
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）
平成29年5月23日	審議（第9回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。

なお、法に定める事務は地方自治法2条9項1号の第一号法定受託事務である。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。なお、この次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による処理基準である。）によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)）。

(2) 法63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている（問答集 問13-5（答）(1)）。

また、問答集によれば、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものととして取り扱うこととなる。」とされている（問答集 問13-6（答）(1)）。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分について

(1) 本件年金受給額に係る資力の発生時期について

ア 障害基礎年金について

問答集問13-6（答）(1)によれば、請求人について、障害基礎年金に係る資力が発生した時期は、平成27年8月か

ら平成28年1月となるものの、平成27年8月及び同年9月の障害基礎年金については既に収入認定されていることから、これらの月について当該年金を二重に収入として計上することを避けるため、処分庁は、例外的に、資力の発生時期を平成27年10月から平成28年3月までと認定したものと認められる。

イ 老齢厚生年金について

問答集問13-6（答）(1)によれば、請求人について、老齢厚生年金に係る資力が発生した時期は、平成27年9月から平成28年1月であることが認められる。

ウ 小括

上記ア及びイによれば、本件処分の返還対象期間については、「平成27年8月から平成28年1月まで」とすべきことが認められる。

(2) 返還対象額について

請求人は、本件年金受給額として、障害基礎年金及び老齢厚生年金の合計413,340円（平成27年12月15日支給分：障害基礎年金260,032円、老齢厚生年金13,974円、平成28年2月15日支給分：障害基礎年金130,017円、老齢厚生年金9,317円）を受給していることが認められる。

ところで、問答集問13-5（答）(1)によれば、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされていることから、処分庁は、本件年金受給額の全額を返還対象額とすることとし、本件変更処分により、本件返還処分における返還対象額及び返還決定額である「413,338円」を「413,340円」に変更しており、同額は、請求人が平成27年8月から平成28年1月までの間に受

給した保護費合計 665,990 円の範囲内であることが認められる。

なお、処分庁は、本件返還処分において返還対象期間を「平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月まで」と認定しており、この点において誤りがあることが認められるが、平成 27 年 8 月から平成 28 年 1 月までの支給済み保護費の額は 665,990 円であり、本件返還金額を上回っていることから、本件処分における返還金額の決定の適法性を左右するものではない。

3 請求人は、上記（第 3）のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものであるが、請求人の主張する事情は本件処分の適法性及び妥当性を左右するものとは認められないことから、本件処分の取消理由として採用することはできないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美